

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月19日
【届出者の氏名又は名称】	ソパージャ エス ピー アール エル (SOPARJA S.P.R.L.)
【届出者の住所又は所在地】	ブルヴァード アンディストリエル 58 7700 ムコン ベルギー (BOULEVARD INDUSTRIEL 58 7700 MOUSCRON, BELGIUM)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【代理人の氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 塩崎 彰久
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【電話番号】	03-3288-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 森 幹晴 弁護士 水野 雄太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、ソパージャ エス ピー アール エル (SOPARJA S.P.R.L.) を指します。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ミネルヴァ・ホールディングス株式会社を指します。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年3月14日付で提出いたしました公開買付届出書の添付書類である平成26年3月14日付公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため法第27条の8第1項に基づき公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

平成26年3月14日付公開買付開始公告

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

平成26年3月14日付公開買付開始公告

1．公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

公開買付者は、欧州を代表するアウトドア・スポーツの小売及び製造を行う事業法人Decathlon S.A.（デカトロン エス エー、以下「デカトロン」といいます。）を中心とした企業グループであるオキシレングループ（オキシレングループの詳細については、後記「(2) 本公開買付けの目的並びにその実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」欄をご参照ください。）の投資窓口会社であり、平成20年5月に、デカトロンから99%の出資を受け、ベルギー法に準拠して設立された法人であります。

(後略)

(訂正後)

公開買付者は、欧州を代表するアウトドア・スポーツの小売及び製造を行う事業法人Decathlon S.A.（デカトロン エス エー、以下「デカトロン」といいます。）を中心とした企業グループであるオキシレングループ（オキシレングループの詳細については、後記「(2) 本公開買付けの目的並びにその実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」欄をご参照ください。）の投資窓口会社であり、平成20年5月に、デカトロンから約99%の出資を受け、ベルギー法に準拠して設立された法人であります。

(後略)

(2) 本公開買付けの目的並びにその実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

(訂正前)

公開買付者が属するオキシレングループは、その中核として、「Decathlon（デカトロン）」の名称で、スポーツ・アウトドア用品の小売業を展開しており、世界的に展開しているスポーツ・アウトドア用品店であるとともに、屋内スポーツやアウトドア用品のパッションブランド（「Quecha（ケシュア）」・「Wedze（ウェッゼ）」・「Simond（シモンド）」・「Domyos（ドミオス）」などを含む、オキシレングループが製造するプライベートブランド）製品を有しており、欧州を中心に世界20カ国で800店舗を展開し、平成24年度において70億ユーロの売上を誇っております。

(後略)

(訂正後)

公開買付者が属するオキシレングループは、その中核として、「Decathlon（デカトロン）」の名称で、スポーツ・アウトドア用品の小売業を展開しており、世界的に展開しているスポーツ・アウトドア用品店であるとともに、屋内スポーツやアウトドア用品のパッションブランド（「Quechua（ケシュア）」・「Wedze（ウェッゼ）」・「Simond（シモンド）」・「Domyos（ドミオス）」などを含む、オキシレングループが製造するプライベートブランド）製品を有しており、欧州を中心に世界20カ国で800店舗を展開し、平成24年度において70億ユーロの売上を誇っております。

(後略)

(7) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における第三者委員会の設置

(訂正前)

(前略)

対象者プレスリリースによれば、対象者における第三者委員会は、平成25年2月12日から同年3月12日まで合計5回開催され、上記の委嘱事項について、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。具体的には、()対象者ないし公開買付者より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討、()対象者の取締役である及川信宏氏、またオキシレングループとともに本公開買付けを主導する対象者の代表取締役である中島成浩氏との電話によるヒアリング調査を行い、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、公開買付者及び対象者の状況の説明を受けるとともに、()公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーである弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所から、対象者が意思決定をするに至る経緯・検討過程について、説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。また、同第三者委員会は、対象者取締役である及川信宏氏から対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で、株式価値算定書に基づいて対象者普通株式の価値評価に関する説明及び当該価値評価に関するヒアリング調査をしているとのことです。これらの結果、第三者委員会は、平成26年3月12日付で、(a)本公開買付けによって対象者と企業理念を共にするオキシレングループとの資本・業務提携が強化され、収益力の強化や安定した経営環境の整備が実現されるため、本公開買付けが、対象者にメリットをもたらす、企業価値の向上に資すること、(b)対象者のリストラクチャリングを実行したうえで財務基盤を強化するといった抜本的な経営改革を実行し、対象者の中長期的な発展を実現するという、本公開買付けの目的に相当性が認められること、(c)対象者の上場を廃止して上場維持に伴う様々なコストを削減しつつ、対象者の資本について公開買付者を中心に再構成し、迅速かつ強固な意思決定を行うことで、短期的な経営成績の変動に左右されることなく長期安定的な企業価値の維持・向上の機会を得ることが可能となり、さらに、既存の株主に今後の経営リスクを負担させることを回避し、投下資本の回収の機会を提供することが可能となる方法として、公開買付けの手法を取ることは妥当な手法であること、(d)第三者委員会の設置や、本取引に係る意思決定過程における利益相反関係を有する取締役の排除、独立した法務アドバイザーの選任など、対象者の意思決定過程における恣意性を排除するための合理的な措置がとられていること、(e)本公開買付価格は、対象者の取得した第三者算定機関からの株式価値算定書の算定結果を上回るものであり、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであること、(f)本全部取得手続は本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付価格に株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、(g)公開買付期間や買付株式数の下限といった本公開買付けの条件においても適正・公正な手続を通じて、対象者の少数株主の利益に対する配慮がなされていること等から、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明し、株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨、並びに本公開買付け及びその後の二段階買収を含む本取引により公開買付者が対象者の発行済株式の全て(但し、公開買付者及び創業家株主が所有する株式、並びに対象者自己株式を除く。)を取得することは対象者の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨を、それぞれ委員全員の一致で承認し、その旨の意見書を、対象者取締役会に提出したとのことです。

(訂正後)

(前略)

対象者プレスリリースによれば、対象者における第三者委員会は、平成25年2月12日から同年3月13日まで合計6回開催され、上記の委嘱事項について、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。具体的には、()対象者ないし公開買付者より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討、()対象者の取締役である及川信宏氏、またオキシレングループとともに本公開買付けを主導する対象者の代表取締役である中島成浩氏との電話によるヒアリング調査を行い、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、公開買付者及び対象者の状況の説明を受けるとともに、()公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーである弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所から、対象者が意思決定をするに至る経緯・検討過程について、説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。また、同第三者委員会は、対象者取締役である及川信宏氏から対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で、株式価値算定書に基づいて対象者普通株式の価値評価に関する説明及び当該価値評価に関するヒアリング調査をしているとのことです。これらの結果、第三者委員会は、平成26年3月13日付で、(a)本公開買付けによって対象者と企業理念を共にするオキシレングループとの資本・業務提携が強化され、収益力の強化や安定した経営環境の整備が実現されるため、本公開買付けが、対象者にメリットをもたらす、企業価値の向上に資すること、(b)対象者のリストラクチャリングを実行したうえで財務基盤を強化するといった抜本的な経営改革を実行し、対象者の中長期的な発展を実現するという、本公開買付けの目的に相当性が認められること、(c)対象者の上場を廃止して上場維持に伴う様々なコストを削減しつつ、対象者の資本について公開買付者を中心に再構成し、迅速かつ強固な意思決定を行うことで、短期的な経営成績の変動に左右されることなく長期安定的な企業価値の維持・向上の機会を得る

ことが可能となり、さらに、既存の株主に今後の経営リスクを負担させることを回避し、投下資本の回収の機会を提供することが可能となる方法として、公開買付けの手法を取ることは妥当な手法であること、(d) 第三者委員会の設置や、本取引に係る意思決定過程における利益相反関係を有する取締役の排除、独立した法務アドバイザーの選任など、対象者の意思決定過程における恣意性を排除するための合理的な措置がとられていること、(e) 本公開買付価格は、対象者の取得した第三者算定機関からの株式価値算定書の算定結果を上回るものであり、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであること、(f) 本全部取得手続は本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付価格に株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、(g) 公開買付期間や買付株式数の下限といった本公開買付けの条件においても適正・公正な手続を通じて、対象者の少数株主の利益に対する配慮がなされていること等から、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明し、株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨、並びに本公開買付け及びその後の二段階買収を含む本取引により公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、公開買付者及び創業家株主が所有する株式、並びに対象者自己株式を除く。）を取得することは対象者の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨を、それぞれ委員全員の一致で承認し、その旨の意見書を、対象者取締役会に提出したとのことです。

2. 公開買付けの内容

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数に対象者の総株主等の議決権の数に占める割合

(訂正前)

44.14%

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(626,974株)に係る議決権の数(6,269個)です。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年9月13日に提出した第14期第2四半期報告書に記載された平成25年7月31日時点における総株主の議決権の数(14,206個)です。
- (注3) 上記の割合については、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、(7)及び(8)において同様です。

(訂正後)

44.13%

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(626,974株)に係る議決権の数(6,269個)です。
- (注2) 対象者平成26年1月期決算短信によれば、対象者は平成26年1月31日時点において自己株式26株を所有しているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数に対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者第14期第3四半期報告書に記載された平成25年12月13日現在の発行済株式数(1,420,600株)から対象者平成26年1月期決算短信に記載された平成26年1月31日時点において対象者が所有する自己株式数(26株)を控除した株式数(1,420,574株)に係る議決権数(14,205個)を分母として計算しております。
- (注3) 上記の割合については、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、(7)及び(8)において同様です。

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無及び内容

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

公開買付者、デカトロン及び対象者は、平成26年3月13日付で「Tender Offer Support Agreement(公開買付賛同契約書)」を締結し、対象者は公開買付者による本件公開買付けに関して賛同を表明すること等を合意しております。また、公開買付者、デカトロン及び創業家株主は、平成26年3月13日付で、「Tender Offer Agreement(公開買付契約書)」及び「Shareholders Agreement(株主間契約書)」を締結し、本取引の実行方法、本取引完了後の対象者の経営体制、株主間の関係等について合意しております。その概要は以下の通りです。

(訂正後)

公開買付者、デカトロン及び対象者は、平成26年3月13日付で「Tender Offer Support Agreement(公開買付賛同契約書)」を締結し、対象者は公開買付者による本件公開買付けに関して賛同を表明すること等を合意しております。また、公開買付者、デカトロン及び創業家株主は、平成26年3月13日付で、「Tender Offer Agreement(公開買付契約書)」及び「Shareholders Agreement(株主間契約書)」を締結し、本取引の実行方法、本取引完了後の対象者の経営体制、株主間の関係等について合意しております。その概要は以下の通りです。

対象者の代表取締役である中島成浩氏は、本取引の目的を達するため、本公開買付けの開始に先立ち公開買付者の取締役に就任する。

中島成浩氏を含む創業家株主は、本公開買付けには協力するが、それぞれが所有する対象者の株式の全てについて本公開買付けに応募しないこととする。本公開買付けの完了後、公開買付者は、対象者の発行済株式総数の約72.54%を取得する。

公開買付者及び創業家株主は、本臨時株主総会及び本種類株主総会に全部取得手続を実施するために必要な各議案が上程された場合、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する。

対象者の非公開化を含む本取引完了後、対象者の株主は公開買付者及び創業家株主のみとなり、公開買付者は対象者の発行済株式総数の約72.54%を保有し、創業家株主は対象者の発行済株式総数の約27.46%を保有する（以下、かかる持株比率を「想定持株比率」といいます。）。本取引完了後の公開買付者及び創業家株主の持株比率が想定持株比率と異なる場合には、公開買付者及び創業家株主は、想定持株比率を速やかに達成するための、公開買付価格による公開買付者から創業家株主に対する保有株式の一部の譲渡や、創業家株主を割当先とする対象者による第三者割当を含む適法かつ合理的な方法について、協議を行うものとする。

本取引完了後における対象者の財務状況、借入能力等によっては、対象者とその子会社の財務基盤の安定と成長戦略への投資のため、一定の条件の下に、オキシレングループが対象者に対し追加出資を行うことを検討する。その結果、上記にかかわらず、オキシレングループの持株比率が想定持株比率よりも増加することがある。

本公開買付けの決済完了後、本全部取得手続完了を条件に、対象者の取締役会の構成を変更し、取締役の構成員は3名とするために必要な手続（取締役の選任議案を本臨時株主総会へ付議するために必要な手続を含みます）を行う。そのうち取締役1名は創業家株主が指名権を有し（引き続き対象者の代表取締役である中島成浩氏が職務にあたる予定です）、当該取締役が中島成浩氏であった場合は、同氏は引き続き代表取締役会長兼社長の職務にあたる。残りの取締役2名についてはオキシレングループが指名権を有し、また、監査役の指名に関する事項についてもオキシレングループが決定する。

対象者の内部規則において代表取締役の権限事項として明確に定められている事項を除き、対象者における重要な事項の決定は、すべて対象者の取締役会において決議される。

本取引完了後において、創業家株主は、オキシレングループの事前の同意を得た場合又は別段の合意のある場合を除き、本全部取得手続の完了後2年間は、対象会社の株式の売却、その他の処分を行ってはならない。

本取引完了から2年経過した後、創業家株主は、毎年1回一定の期間において、その保有する対象者の株式の全部または一部について、毎年一定の方法に基づき独立した第三者算定機関により算定される対象者株式の公正価格で、公開買付者（又はその指名する第三者）に売却することを請求できる権利（プット・オプション）を有する。

創業家株主は、公開買付者による対象者株式の譲渡等に際して、その持株数に応じて共同で売却に参加することを請求できる標準的な内容の権利（タグ・アロング・ライト）を有し、他方、公開買付者は、その保有する対象者株式の全部を第三者に対して譲渡するに際して、創業家株主に対し、その保有する対象者の株式を同一条件で一括売却することを請求できる標準的な内容の権利（ドラッグ・アロング・ライト）を有する。

創業家株主は、公開買付者が対象者株式の譲渡等の処分をする意向を有する場合には、一定期間内において公開買付者と優先的に交渉できる権利（ライト・オブ・ファースト・オファー）を有する。

公開買付者は、中島成浩氏が対象者グループにおいていかなる地位も役割も有さなくなった場合、中島成浩氏及び中島一成氏の責めに帰すべき事由によりオキシレングループがShareholders Agreementを解除した場合、その他一定の事由が生じた場合には、創業家株主の有する対象者株式の全てを買い取ることができる権利（コール・オプション）を有する。中島成浩氏及び中島一成氏以外の創業家株主の責めに帰すべき事由によりオキシレングループがShareholders Agreementを解除した場合には、公開買付者は、当該創業家株主の保有する株式のみを買い取ることができる。これらの場合の株式の買取価格は、毎年一定の方法に基づき独立した第三者算定機関により算定された対象株式の公正価値を基準として算出する。

(2) 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

(訂正前)

公開買付者が属するオキシレングループは、その中核として、「Decathlon (デカトロン)」の名称で、スポーツ・アウトドア用品の小売業を展開しており、世界ナンバー・ワンクラスのスポーツ・アウトドア用品店であるとともに、屋内スポーツやアウトドア用品のパッションブランド (「Quecha (ケシュア)」・「Wedze (ウェッゼ)」・「Simond (シモンド)」・「Domyos (ドミオス)」などを含む、オキシレングループが製造するプライベートブランド) 製品を有しており、欧州を中心に世界20カ国で800店舗を展開し、平成24年度において70億ユーロの売上を誇っております。

(後略)

(訂正後)

公開買付者が属するオキシレングループは、その中核として、「Decathlon (デカトロン)」の名称で、スポーツ・アウトドア用品の小売業を展開しており、世界的に展開しているスポーツ・アウトドア用品店であるとともに、屋内スポーツやアウトドア用品のパッションブランド (「Quechua (ケシュア)」・「Wedze (ウェッゼ)」・「Simond (シモンド)」・「Domyos (ドミオス)」などを含む、オキシレングループが製造するプライベートブランド) 製品を有しており、欧州を中心に世界20カ国で800店舗を展開し、平成24年度において70億ユーロの売上を誇っております。

(後略)

(3) 利益相反を回避する措置

対象者における第三者委員会の設置

(訂正前)

(前略)

対象者プレスリリースによれば、対象者における第三者委員会は、平成25年2月12日から同年3月12日まで合計5回開催され、上記の委嘱事項について、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。具体的には、() 対象者ないし公開買付者より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討、() 対象者の取締役である及川信宏氏、またオキシレングループとともに本公開買付けを主導する対象者の代表取締役である中島成浩氏との電話によるヒアリング調査を行い、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、公開買付者及び対象者の状況の説明を受けるとともに、() 公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーである弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所から、対象者が意思決定をするに至る経緯・検討過程について、説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。また、同第三者委員会は、対象者取締役である及川信宏氏から対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で、株式価値算定書に基づいて対象者普通株式の価値評価に関する説明及び当該価値評価に関するヒアリング調査をしているとのことです。これらの結果、第三者委員会は、平成26年3月12日付で、(a) 本公開買付けによって対象者と企業理念を共にするオキシレングループとの資本・業務提携が強化され、収益力の強化や安定した経営環境の整備が実現されるため、本公開買付けが、対象者にメリットをもたらし、企業価値の向上に資すること、(b) 対象者のリストラクチャリングを実行したうえで財務基盤を強化するといった抜本的な経営改革を実行し、対象者の中長期的な発展を実現するという、本公開買付けの目的に相当性が認められること、(c) 対象者の上場を廃止して上場維持に伴う様々なコストを削減しつつ、対象者の資本について公開買付者を中心に再構成し、迅速かつ強固な意思決定を行うことで、短期的な経営成績の変動に左右されることなく長期安定的な企業価値の維持・向上の機会を得ることが可能となり、さらに、既存の株主に今後の経営リスクを負担させることを回避し、投下資本の回収の機会を提供することが可能となる方法として、公開買付けの手法を取ることは妥当な手法であること、(d) 第三者委員会の設置や、本取引に係る意思決定過程における利益相反関係を有する取締役の排除、独立した法務アドバイザーの選任など、対象者の意思決定過程における恣意性を排除するための合理的な措置がとられていること、(e) 本公開買付価格は、対象者の取得した第三者算定機関からの株式価値算定書の算定結果を上回るものであり、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであること、(f) 本全部取得手続は本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付価格に株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、(g) 公開買付期間や買付株式数の下限といった本公開買付けの条件においても適正・公正な手続を通じて、対象者の少数株主の利益に対する配慮がなされていること等から、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明し、株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨、並びに本公開買付け及びその後の二段階買収を含む本取引により公開買付者が対象者の発行済株式の全て (但し、公開買付者及び創業家株主が所有する株式、並びに対象者自己株式を除く。) を取得することは対象者の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨を、それぞれ委員全員の一致で承認し、その旨の意見書を、対象者取締役会に提出したとのことです。

(訂正後)

(前略)

対象者プレスリリースによれば、対象者における第三者委員会は、平成25年2月12日から同年3月13日まで合計6回開催され、上記の委嘱事項について、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。具体的には、()対象者ないし公開買付者より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討、()対象者の取締役である及川信宏氏、またオキシレングループとともに本公開買付けを主導する対象者の代表取締役である中島成浩氏との電話によるヒアリング調査を行い、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、公開買付者及び対象者の状況の説明を受けるとともに、()公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーである弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所から、対象者が意思決定をするに至る経緯・検討過程について、説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。また、同第三者委員会は、対象者取締役である及川信宏氏から対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で、株式価値算定書に基づいて対象者普通株式の価値評価に関する説明及び当該価値評価に関するヒアリング調査をしているとのことです。これらの結果、第三者委員会は、平成26年3月13日付で、(a)本公開買付けによって対象者と企業理念を共にするオキシレングループとの資本・業務提携が強化され、収益力の強化や安定した経営環境の整備が実現されるため、本公開買付けが、対象者にメリットをもたらす、企業価値の向上に資すること、(b)対象者のリストラクチャリングを実行したうえで財務基盤を強化するといった抜本的な経営改革を実行し、対象者の中長期的な発展を実現するという、本公開買付けの目的に相当性が認められること、(c)対象者の上場を廃止して上場維持に伴う様々なコストを削減しつつ、対象者の資本について公開買付者を中心に再構成し、迅速かつ強固な意思決定を行うことで、短期的な経営成績の変動に左右されことなく長期安定的な企業価値の維持・向上の機会を得ることが可能となり、さらに、既存の株主に今後の経営リスクを負担させることを回避し、投下資本の回収の機会を提供することが可能となる方法として、公開買付けの手法を取ることは妥当な手法であること、(d)第三者委員会の設置や、本取引に係る意思決定過程における利益相反関係を有する取締役の排除、独立した法務アドバイザーの選任など、対象者の意思決定過程における恣意性を排除するための合理的な措置がとられていること、(e)本公開買付価格は、対象者の取得した第三者算定機関からの株式価値算定書の算定結果を上回るものであり、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであること、(f)本全部取得手続は本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付価格に株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、(g)公開買付期間や買付株式数の下限といった本公開買付けの条件においても適正・公正な手続を通じて、対象者の少数株主の利益に対する配慮がなされていること等から、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明し、株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨、並びに本公開買付け及びその後の二段階買収を含む本取引により公開買付者が対象者の発行済株式の全て(但し、公開買付者及び創業家株主が所有する株式、並びに対象者自己株式を除く。)を取得することは対象者の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨を、それぞれ委員全員の一致で承認し、その旨の意見書を、対象者取締役会に提出したとのことです。

4. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

(訂正前)

ミネルヴァ・ホールディングス株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋一丁目1番22号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(訂正後)

(削除)

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
-------------	-----------------